

官報電子化検討会議（第6回）議事要旨

1 日時

令和5年9月28日（木）17:00～17:29

2 場所

中央合同庁舎8号館818会議室

3 出席者

（委員） 宍戸座長、原田委員、松井委員、山本委員

（内閣府） 原大臣官房長、中嶋大臣官房総務課長、前川官報電子化検討室長、堀江官報電子化検討室次長、田中官報電子化検討室室長補佐 他

（関係機関） 内閣官房、内閣法制局、デジタル庁、総務省、法務省、（独）国立印刷局

4 議事要旨

○宍戸座長 定刻でございますので、「官報電子化検討会議」の第6回会合を開催させていただきます。

本日は、私が現場におりますが、原田委員、松井委員、山本委員がオンラインでの御参加、江崎委員が御欠席と承っております。また、山本委員は、冒頭30分までの御出席と伺っております。

本日は、7月に実施させていただきましたパブリックコメントの結果とそれらを踏まえて事務局で修正していただいた「官報電子化の基本的考え方（案）」について、事務局に御説明いただきます。その後、意見交換の時間を設けることとしたいと考えております。

それでは、事務局より、御説明をお願いいたします。

○前川室長 それでは、事務局から、御説明させていただきます。

まず、本日の配付資料でございますけれども、資料1といたしまして、報告書案の意見募集、いわゆるパブリックコメントの結果について、配付しております。また、資料2といたしまして、本検討会報告書案の本体。本日は、こちらにつきまして御議論いただければと考えております。併せて、資料3～5といたしまして、資料3は報告書の内容を事務局で1枚の概要としてまとめたもの、資料4は報告書のポイントとなる事項につきまして2枚でまとめた資料、資料5は参考資料としてトピックごとにまとめた資料となっております。

早速ですが、パブリックコメントの結果概要につきまして、御説明したいと思います。資料1を御覧ください。

前回7月に開催いたしました第5回会議にお示しいたしました報告書案につきまして、7月14日から31日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。資料1に記載しておりますとおり、91の個人あるいは団体から提出がございまして、全体として326件の意見があったところでございます。

2枚目、別紙といたしまして、横長のリストで意見とその考え方をまとめているところでございます。時間の都合もありますので、絞った形で御紹介させていただきたいと思っております。

まず、別紙の5ページですが、左側に通し番号を設けております。ナンバー15でございます。電子官報の閲覧・頒布期間の考え方についてであります。意見としましては、プライバシー配慮のための閲覧・頒布の期間につきまして、その必要性の程度等を考慮した上で具体的な閲覧・頒布期間を検討すべきであるといった御意見でございます。今回、閲覧・頒布期間につきましては、当分の間は90日間ということで報告書案に記載しておりますけれども、この閲覧・頒布期間の考え方といたしまして、様々な事項が掲載された一体のものとしての普及の在り方として、一般国民が官報を閲覧し、または入手し得るための期間ということで、90日間を設定しているところでございます。なお、電子化後の官報の発行におきましては、この官報に掲載された事項の全部が記載された書面の販売等を行うこととしておりますので、この期間におきまして、書面により情報の提供を受ける場合とインターネットを通じて情報提供を受ける場合とで提供される情報に差異が生じることにつきましては、慎重な検討が必要であると考えております。

続きまして、9ページの通し番号31番でございます。こちらにもプライバシー配慮の関係で、現在のインターネット版官報で行っているようなプライバシー配慮のための取組につきまして、今後、電子化された官報においても、最低限、この程度の配慮は必要不可欠であるということを明記すべきといった御意見でございます。この点につきましては、資料2の本文、報告書の64ページ、「(2) プライバシーへの配慮」と記載しておりますけれども、その中で、下のほう、33行目から注を設けております。この注で「電子化された官報においては、少なくとも当該取組と同程度の取組を講ずる必要があると考えられる」と新たに付記しているところでございます。

続きまして、資料1に戻りまして、10ページの意見の一番下、35番でございます。同じくプライバシーへの配慮というところで別の観点からの意見ですけれども、プライバシー侵害や個人情報保護侵害を観念的に捉え、恐れるあまり、公的な情報の開示が損なわれてしまわないかということで、プライバシー問題をもう少し具体的に想定してはということでございます。こちらにつきましても、資料2の本文、先ほど御覧いただきました同じ64ページでございますけれども、この21行目から、「情報の加工・流用や目的外利用の危険性が高いといったインターネットを通じた閲覧の特性を踏まえると、氏名や住所等の個人情報が永続的にインターネットにより」云々ということで、今申し上

げた 21 行目から 22 行目途中までの部分を、今回、報告書案に新たに追加させていただいているところがございます。

続きまして、また資料 1 に戻りまして、12 ページでございます。意見番号 39 番は、閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供で、90 日間の閲覧・頒布期間の後の話でございます。意見としましては、前段で、この電子官報におきましてこうした破産公告等のセンシティブ情報を閲覧・頒布期間終了後に広く情報提供することは相当でない、後段で、国立印刷局が実施しております官報情報検索サービスについても同様の措置を講ずるべきという御意見でございます。前段につきまして、この電子官報におきましては、閲覧・頒布期間を 90 日と定めておりますけれども、これを超えての公開につきましては法令等の長期的に公開することが望ましいものに限った形で情報提供を行うということで、この破産公告等のセンシティブ情報を情報提供することは想定していないということです。また、後段の官報情報検索サービスにつきましては、この利用状況やニーズを踏まえ、利便性の向上に資する目的で国立印刷局が提供しているものであるということで、慎重な検討が必要でありますけれども、いずれにせよ、このサービスの提供に当たってプライバシーへの配慮の観点は重要であるということに記載しております。

このほか、13 ページの一番下、47 番から、14 ページにかけまして、業務の効率化あるいは利便性の向上に関する御意見や御提案等もいただいているところがございます。この点につきましては、14 ページの右側に記載しておりますとおり、まず、今回はこの官報電子化のための法整備を行い、これまで紙の印刷物として発行されてきた官報を電磁的方法により発行することとした上で、今後、こうした個別の検討を踏まえ、成案を得たものがあれば、順次、取組を進めていくという考え方でございます。

パブリックコメントについての説明は、以上でございます。

引き続きまして、今般、報告書を最終案として取りまとめるに当たりまして、関係機関等との調整を踏まえまして所要の修正を行っておりますので、その点につきまして、御説明したいと思います。

資料 2 の本文で御説明いたします。

まず、資料 2 の 1 ページ目、2 ページ目でございますけれども、前回の会議資料までは、最初の第 1 章のところから官報の現状ということでスタートをしておりましたけれども、今回、最終取りまとめということで、本検討会議の検討の経緯あるいはこの報告書の第 1 章から第 5 章の概要につきまして、1 ページ目、2 ページ目で、「はじめに」ということでまとめております。

これを新たに追加させていただいたところがございます。

続きまして、19 ページでございます。官報発行の実施主体でございます。この官報の発行主体に関しましては、前回までの資料におきましても、官報に関する主務大臣は内閣総理大臣であり、また、官報に関する事務を所掌するのは内閣府であるということをも前提とした上で、官報の編集・発行に関する事務について、内閣府が自ら編集・発行に

関する事務の一部を行うことも考えられるとしつつ、国立印刷局が発行に関する事務を実施することについての検討を記載していたところでございます。この点につきまして、改めて整理を行いまして、現在、御覧の19ページの下半分、23行目以降ですけれども、「2 インターネットを利用した方法による官報の発行の実施主体（内閣総理大臣）」と項目を新設いたしまして、30行目以降ですけれども、官報の発行におけるインターネットを利用した方法の措置が、法令の公布等、国民の権利義務に重大な影響を与える措置であるということで、「官報の発行主体である内閣総理大臣が行うことが相当であると考えられる」と記載しております。他方、34行目以降、官報の原稿の作成あるいは書面の印刷等につきましては、現在の国立印刷局が行う業務と実質的に同様の業務である、官報の電子化後においても引き続き国立印刷局に委託することが相当であるということで、基本的な考え方をここで記載しているところでございます。

続きまして、51ページ目の下のほう、「Ⅱ 電子官報が発行できない場合の措置」で、前回の会議資料におきましては、電子官報が発行できない場合として、通信障害等による代替措置、大規模災害の発生等を念頭に置いた緊急措置ということで、2つに分けて記載しておりました。

しかしながら、いずれも書面版官報の掲示をもって官報の発行を行うということにつきましては同じところがございますので、両者の記載を統合した形で現在は記載しております。代替措置と緊急措置の違いにつきましては、後者、緊急措置につきましては、書面版官報の頒布が直ちには行われれないという違いがございます。

この点につきまして、54ページ、「2 書面版官報の頒布」、「(2) 大規模災害等の緊急事態が生じた場合の対応」で、この点を記載しているところでございます。

また、58ページ、「(3) 官報掲載後に通信障害等が生じた場合の対応」で、これまでも「内閣総理大臣は、通信障害等が生じた旨を公表する」といった記載をしておりましたけれども、これに加えて、通信障害等が生じた場合に「当該期間に相当する期間、継続して、官報を閲覧することができる状態に置く措置をとる」と新たに追記しております。2日間の通信障害が生じた場合には2日間を延長するという点を記載してございます。

続きまして、70ページでございます。電子官報の保存につきましては、前回会議では国立印刷局が保存することを前提とした記述にしておりましたけれども、現在、70ページの14行目から、電子官報を発行したときは内閣総理大臣は国立公文書館に移管するというので、国立公文書館において永久に保存し国民の閲覧に供すると記述しているところでございます。

その後、71ページ目以降につきましては、最初のほうで御説明いたしました官報発行の実施主体との関係において、先ほど御説明したとおり、内閣総理大臣が官報の発行を行い、国立印刷局に原稿の作成及び書面の印刷を委託するという基本的な考え方に基きまして、71ページ目以降の記述を修正させていただいたところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○宍戸座長 ありがとうございます。

この間、パブリックコメントを多数国民各層からお寄せいただいたということ、それに対して、我々の検討会の整理を改めてブラッシュアップし、関係機関の皆様に御協力いただきまして、事務局で調整いただき、検討会議の基本的考え方（案）を、ただいま御説明いただいたとおり、改めてお示しいただいたところでございます。

今の御説明を踏まえまして、意見交換の時間とさせていただきたいと思っております。委員におかれましては、御意見、御質問がある方は、チャット欄あるいは「手を挙げる」機能などで私にお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 ありがとうございます。

最初に言っていたように、途中で退出しなければなりませんので、最後ということで、全体的な形で意見を述べさせていただければと思います。

まず、ただいま御説明いただきました報告書、「官報電子化の基本的考え方（案）」については、今回修正いただいた点も含めて、異論はありません。

とりわけ発行主体を内閣総理大臣とした点については、それによって責任の主体が明確になるという意味でも、大変結構なことかと思っております。

全体的に、今回のプロジェクトで進められている官報の電子化は、官報という国の基本的な文書について利用者の利便性を増大するという意味、また、日本社会全体のデジタル化・IT化を進めていくという意味でも、大変大きな前進であると思っております、全体的に評価したいと思っております。

他方で、意見募集の意見において、多くの懸念といいますか、意見が示されたプライバシーの問題は、やはり今後も引き続き考慮していかなければならないのではないかと思っております。とりわけ多くの意見が対象としていたのは私自身が専門とする破産・倒産関係の官報掲載事項についての懸念であったと捉えているところであります。私自身は、その点についても十分に考慮・検討をした上での今回の報告書であると考えておりまして、そういう意味では、報告書自体は相当なものだとは思っているわけでありまして、なおこういった懸念が多く示されているという点については十分に頭の中に入れておくべきかと思っております。それぞれの法分野で引き続き個別的な検討・対応が必要になってくるということかと思っております。

一般論としては、前にもこの検討会でも申し上げましたように、正当な利用者、本来の制度趣旨にのっとった利用者については、利便性を可及的に図っていくことが重要であり、他方で、不当にその情報を利用しようとする人に対しては、それを抑止していくという形が必要になるだろうと思っております。そのような一種のきめ細やかな対応が必要になってくるということだと思っておりますけれども、恐らく、今回の電子化によって、デジタ

ル化はそういうきめ細やかな対処法を技術的に可能にしていく面があると思っております。これは報告書の中で言われていることですが、その技術の発展・進展に応じて、時々で適切な対応を図っていく、継続的に見直していく、行っていくということかと思っております。倒産の問題について言えば、先般も通常国会で倒産手続も含めた IT 化に関する法律が成立したわけでありまして、その中で、施行 5 年後の見直し規定とあります。検討規定が置かれておりまして、そういう意味で、施行後の状況を見て何らかの検討がされていくということが法律上も想定されているということだと思っておりますので、今回の報告書に基づいて新たな官報制度ができた際には、その新たな制度、官報の制度の運用も見守りながら、先ほど申したように、倒産手続・破産手続について個別的あるいは本格的な検討が行われるということ、私としても期待したいと思います。

私からの意見は、以上です。ありがとうございました。

○宍戸座長 山本委員、ありがとうございました。

全体として、この報告書案に御賛成いただき、官報の電子化の意義について御発言いただくとともに、今のバージョンで申しますと報告書の 63 ページから 67 ページぐらいまで丁寧に記載していると思っておりますけれども、プライバシーへの配慮について、パブコメも踏まえて、今後、それぞれの制度においてきちんと留意していくこと、継続的に取り組むべきことについて、御注意いただいたものと思っております。

それでは、原田委員、松井委員、御発言、御質問等はございますでしょうか。

いかがでしょうか。

○松井委員 特にはございません。よく御検討いただいてここまでまとめていただいたということで、報告書に関してはこれでよいと考えております。

いろいろな意見を見ておりますと、先ほどのプライバシーへの配慮とともに利便性が上がるという話もまた一方でございまして、商業的な意味では、無料化をするのはどうかとか、テキスト検索ができるようになってほしいというコメントもかなり多い印象があります。将来的な使われ方を見ながら、適時の見直しが必要になってくるであろうと思っております。例えば、今回は真正性を担保するためのスタンプが重要ですが、使われだしますと、多様な二次利用のされ方をするといった可能性も含めて、将来、新しい問題がたくさん出てくるであろうと思っておりますので、引き続き、利用状況等を見ながら、適時の見直しも念頭に置いて、制度を改善していただきたいと思っております。

以上です。

○宍戸座長 ありがとうございました。

御賛同いただくとともに、今後も継続的に見直しが必要である部分、利便性の向上ということについても、御発言いただいたと思っております。先ほど山本委員がおっしゃられたように、デジタル化によってきめ細やかな対応ができる、時代の変化に合わせて、メリット、官報の持つポテンシャルをその状況において引き出していくことがよりできるよ

うになる、絶えざる官報の進化の基盤をこの官報電子化によってつくれるのではないかという意味で、松井先生に非常に貴重な御指摘をいただいたと思います。

もし可能であれば、原田委員からも御発言をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○原田委員 ありがとうございます。

この度の案につきましては、私も賛成でございまして、これでよいのではないかと思います。

特に今回変更が加えられました発行主体の問題やどこが保管するかということについては、いずれも合理的な方向での変更であったと認識しております。

前にも申し上げましたけれども、これはあくまでもスタートでありまして、今後はむしろデータ自体が重要になってきますので、データの技術中立性、ベンダーロックインを防止するあるいは内閣総理大臣が発行主体であることに伴って内閣総理大臣がそのシステム化についても責任を持って取り組んでいくということが、非常に大事なのではないかと考えております。

以上です。

○宍戸座長 原田委員からも、ありがとうございました。

基本的に御賛同いただくと同時に、データの真正性あるいはセキュリティーも含めた技術への取組について御注意いただいたと思います。

一通り委員から御発言をいただきましたけれども、さらに追加で御発言等はございますでしょうか。あるいは、事務局で、本日御欠席の江崎委員から何か頂戴している点はございますでしょうか。

○前川室長 江崎委員からは、特にコメントはいただいておりません。

○宍戸座長 ありがとうございました。

ほかに御発言等はいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま、御出席の委員から賛同の御発言をいただきましたので、お手元の資料2「官報電子化の基本的考え方（案）」の内容をもって、本検討会議の議論の最終報告とさせていただきます、内閣府へ提出させていただきます。その際、この後、細かな字句などがちょっと違うとか、ミスがあるといったことなどについては、もう一度事務局と私で精査をさせていただき、もしそういうことがあった場合には、僭越でございまして、最終的に座長である私に御一任いただけませんか。

（委員首肯）

○宍戸座長 ありがとうございます。

それでは、確認した上で、提出させていただきます。

検討会の座長といたしまして、内閣府において、今日委員から御注意いただくべき点として御発言があったことも含めまして、本会議の考え方を踏まえて、法制化作業を進め、官報の電子化を早期に実現していただくことを期待しております。

本日の議題は以上となりますが、最後に、本日の本検討会議の最終的な取りまとめを受けまして、事務局を代表して、内閣府の原官房長より、一言、いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○原大臣官房長 官房長の原でございます。

官報電子化検討会議における議論の最終取りまとめに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

宍戸座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、全6回にわたる会議に御出席を賜りまして、専門的な御知見を基に、大変活発な御議論いただきましたこと、改めて深く感謝を申し上げたいと思います。

明治以来、140年にわたり、法令の公布と国の公報として極めて重要な役割を果たしている官報につきまして、本検討会議の開催を通じて、その意義や役割等を改めて確認できました。また、官報を電子化する上での法制面・実務面の課題が整理をされて、取るべき対応が明確になったことは大変意義深いと考えております。

今後は、このお示しいただきました「官報電子化の基本的考え方」に基づきまして、私ども内閣府のほうで、関係機関とも調整をしながら、法制化に向けた制度設計の詳細を詰めた上で、できるだけ早期に法案を国会に提出できるように準備を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様方には、今後とも官報電子化の取組に対し御支援を賜りますと幸いです。

改めまして、これまでの御審議、誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。

以上です。

○宍戸座長 官房長、過分なお言葉をありがとうございました。

短期間で、基本法制たる官報の在り方について、このように、集中的、また、精力的に御議論いただきましたことについて、委員の皆様にも私からも改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、ここに至るまで、関係機関の皆様にも様々に御協力いただいたものと承知しております。これにも御礼を申し上げたいと思います。

何よりも、大変な作業を事務局の皆様がされたと思っております。これについても、座長として、心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、本日の検討会議、第6回は、ここまでとさせていただきます。これにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。